

(子ども・子育て支援特別会計分)

令和7年度 子ども・子育て支援調査研究事業

調査研究課題（一次公募）

調査研究 課題番号	調査研究課題名
特会 1-01	認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究
特会 1-02	企業主導型保育事業における地域の課題や充足率に関する調査研究
特会 1-03	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の従事者への研修に関する調査研究
特会 1-04	病児保育の運営状況の把握に関する調査研究
特会 1-05	放課後児童クラブにおける事故防止（こどもの危険回避能力向上）に関する調査研究
特会 1-06	妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）の効果的な実施に向けた周知方法及びフィードバック方法に関する調査研究
特会 1-07	児童育成支援拠点事業の実施状況の把握と事業促進に向けた調査研究
特会 1-08	子育て短期支援事業（入所希望児童支援等）の在り方についての調査研究
特会 1-09	児童手当の使途に関する調査研究
特会 1-10	産後ケア事業の実施に関する調査研究事業
特会 1-11	こども家庭センターにおけるケースマネジメントの充実にに向けた調査研究
特会 1-12	こども家庭センター等における支援事業の構築及び活用の効果的方策に関する調査研究

令和 7 年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

課題番号 特会 1-01	認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	認可外保育施設については、安心かつ安全な保育を提供するため、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 206 号こども家庭庁成育局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）を満たすことが必要である。 しかしながら、指導監督基準の適合状況は約 71.9%（令和 4 年度現在）となっており、指導監督基準を満たさない施設が多数存在するところである。 そのため、都道府県等においては、認可外保育施設が指導監督基準を満たすよう、立入調査等による指導監督の徹底が求められるところ、立入調査の実施状況についても 61.1%（令和 4 年度現在）と低調なものになっている。 これらの状況を踏まえ、こども家庭庁では、「認可外保育施設への指導監督に対する Q & A 集」の作成や、「保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業」による安全対策や資質向上のための研修及び指導監督や立入調査の実施等を行う巡回支援指導員の配置に要する費用の補助等に取り組んできたところ。 本調査研究事業においては、認可外保育施設等の実態を把握するとともに、「指導監督基準等に関する事例集案」の改訂及び巡回支援指導員の活用事例集の作成等を行うことで、都道府県等における指導監督を促進し、認可外保育施設の質の確保・向上を図ることを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	次の（１）～（４）の取組を行うこと。 また、調査研究事業を進めるに当たっては、適宜、こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室（以下「認可外保育施設担当室」という。）と協議すること。 （１）認可外保育施設の実態把握に必要なアンケート調査の実施 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）（138 自治体）に対し、認可外保育施設の実態を把握するために必要なアンケート調査を行う。 なお、調査項目については、「認可外保育施設の現況取りまとめ」（URL：https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/ninkagai/tsuuchi/genkyou/）を参照し、認可外保育施設担当室と協議の上、決定すること。 （２）指導監督基準等に関する事例集の作成 （１）のアンケート調査の結果を基に、基準を満たすことが困難な項目について分析を行い、指導監督基準及び指導監督指針（以下、指導監督基準と指導監督指針を合わせて「指導監督基準等」という。）に対するこども家庭庁に寄せられた都道府県等からの疑義照会も踏まえた、指導監督基準等に関する事例集案を作成する。 （３）巡回支援指導員の活用事例集の作成 都道府県等における指導監督の実施にあたり参考となる事例集の作成を

	行うため、検討会を設置する。 検討会の委員については、「保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業」を活用し、巡回支援指導員を配置している都道府県等にも参画いただくものとする。 また、検討会では、担当者の視点での指導監督の事例や、巡回支援指導員による認可外保育施設が指導監督基準を満たすための指導例等を聴取するほか、(2) で作成をした事例集等を踏まえ、巡回支援指導員の活用事例集案の作成すること。 (4) 子どもの預かりサービスのマッチングサイトの実態把握に必要なアンケート調査の実施 子どもの預かりサービスのマッチングサイト(20 サイト程度)に対し、運営実態(保育者の登録条件や、雇用契約や委託契約の有無、手数料等)を把握するために必要なアンケート調査を行う。 なお、調査項目については、認可外保育施設担当室と協議の上、決定すること。
求める成果物	・ 検討会の資料及び議事録 ・ 「想定される事業の手法・内容」の(1)及び(4)に関する調査関連資料一式 ・ 「想定される事業の手法・内容」の(2)及び(3)に基づき作成した各事例集案、及び関連資料一式 ・ 「想定される事業の手法・内容」の(1)～(4)に基づく取組(調査及び分析の結果、作成した事例集案等)をまとめた報告書 ※ 成果物については、紙媒体のほか電子媒体(Excel、Word、PowerPoint等)についても併せて提出すること。 ※ 成果物については、全国の地方自治体に周知するため、ホームページへの掲載を前提とすること。
担当課室・担当者	成育局保育政策課 認可外保育施設担当室(内線 0133)

令和 7 年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

課題番号 特会 1-02	企業主導型保育事業における地域の課題や充足率に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	平成 28 年に創設された企業主導型保育事業は、事業主拠出金を財源として、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的としている。11 万人の保育の受け皿となるべく事業を展開してきた結果、令和 3 年にその目標を達成し、現在、全国で約 4,500 施設が運営されている。企業主導型保育事業は、働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスが提供できることなどが特色としてあげられており、設置類型や運営目的、定員規模等も様々である。しかし、創設から約 9 年を経過し、保育を取り巻く環境の変化も踏まえ、求められる企業主導型保育について考察する時期となっている。本事業は全国に展開されており、地域の特性や求められる要件について研究を行うことはもちろん、企業主導型保育施設の中には、定員充足率が低く、かつ、それが事業の継続性に影響を与えかねない企業主導型保育施設もあることから、特に定員充足率の低い施設を中心に各施設の実態把握・分析を行うとともに、定員充足率を高めるために実施されている取組・課題等を把握することは、企業主導型保育の今後の在り方について検討するために必要である。本調査研究は、地域の特色や課題等を的確に捉え、企業主導型保育事業の施設運営の実態調査や、参考となる事例集の作成を行うもの。
想定される事業の 手法・内容	（１）企業主導型保育事業の実施施設において、企業主導型保育施設としての運営上の課題や、地域の特性や求められる要件についてアンケート等を実施した上で、特に実施施設の多い地域と、その他の地域での比較や求められる保育施設について分析を行い、施設運営の参考となる事例集の作成を行う。 （２）管轄の地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市）にアンケート等を行い、指導監督を行う立場からの意見等を集約し、課題の抽出や他地域の参考となる資料の作成を行う。 （３）各施設へのアンケート・ヒアリング等を通じて、各施設（特に、定員充足率の低い施設）の実態把握・分析を行うとともに、定員充足率を高めるために各施設で実施されている取組・課題等について情報収集し、事例集を作成する。
求める成果物	①上記(1)、(2)及び(3)について、検討会等の結果等をまとめた報告書 ※報告書のバックデータも提出すること ②上記（１）及び（３）について、事例集本体冊子 ※電子データも提出すること
担当課室・担当者	成育局保育政策課 認可外保育施設担当室（内線 0133）

令和 7 年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

課題番号 特会 1-03	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の従事者への研修に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	こども未来戦略（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）及びそれを受けた「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 47 号）において創設されることとされた乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」において議論されてきたところ。当該検討会の取りまとめにおいては、その人員配置基準については一時預かり事業と同様の人員配置基準とされたものの、この場合、保育士以外の従事者がこども誰でも通園制度に従事することもあり得ることから、安全性や専門性を担保するために、令和 8 年度の本格実施に向けては、こども誰でも通園制度の従事者向けの研修を開発するべきであり、その内容や実施方法について、引き続き、検討する必要があるとされた。 また、こども誰でも通園制度の特色を踏まえ、施設長及び管理者、保育士向けの研修の開発を進める必要がある。 上記を踏まえ、本調査研究はこども誰でも通園制度の研修（①保育士以外の従事者向け、②施設長及び管理者向け、並びに③保育士向け）についてその在り方や内容について検討を行うもの。
想定される事業の 手法・内容	（研修の在り方に関するアンケート・ヒアリング調査） 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の試行的事業を実施していた自治体、事業所の職員等に対して、事業の実施に当たって留意すべき点、研修に盛り込むべき内容について、アンケート及びヒアリング調査を行い、その内容をまとめる。 （研究会の開催） 自治体担当者、保育関係者、有識者からなる研究会を開催し、アンケート・ヒアリング等の調査結果を踏まえつつ、以下の点について議論し、成果物を取りまとめる。 ①保育士以外の従事者向けの研修の在り方については、現行の子育て支援員研修における科目構成及び内容等やその実施状況を踏まえた上で、こども誰でも通園制度の①従事者向けの研修の在り方について議論を行い、子育て支援員研修の中にどのように位置付けるのか検討する。 ②施設長及び管理者向け、並びに③保育士向けの研修の在り方については、こども誰でも通園制度の特色を踏まえた上で、適切な研修資材の内容について議論する。
求める成果物	こども誰でも通園制度の保育士以外の従事者向けの研修の在り方についてまとめた報告書及びその内容をまとめた実施要綱案及び研修資材（研修動画及びテキスト） ②施設長及び管理者向け③保育士向けの研修資材及びその実施マニュアル（手引に基づくリーフレット等）

	※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	成育局保育政策課企画法令第一係（03-6858-0058）

令和7年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

課題番号 特会 1-04	病児保育の運営状況の把握に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	病児保育事業は、保護者が就労している場合等において、こどもが病気の際に、病院・保育所等において一時的に保育を行う事業であり、安心して子育てができる環境の整備に資するとともに、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施するなど、その専門性を生かした地域支援にも取り組んでいるところである。 しかしながら事業の特性として、病児保育事業は感染症の流行や、病気の回復等による突然の利用キャンセル等により事業運営の見通しが立てづらいといった点も指摘されており、こども家庭庁において令和6年度予算において、安定的な提供体制を確保できるよう補助単価の見直し等をおこなったところである。 本調査研究では、今後の病児保育事業の在り方について検討を行うため、病児保育事業の運営状況として、収支状況及び当日キャンセル対応加算の実施状況の把握。また、広域連携及びICTの活用状況による本事業の取り組みの状況について、情報収集を行うことを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	病児保育事業の運営状況を把握するため、病児保育事業所等及び市町村に対して調査を実施し、取組事例の収集を行う。 （１）運営状況等を把握するためのアンケート調査（自治体・事業所等） 「令和6年度子ども・子育て支援交付金」の対象となった病児保育事業所の全数（約3,000 か所）に対して、調査票を送付し、回答の回収、集計を行う。 〔主な調査項目〕 ・令和6年度の収支状況 ・当日キャンセル対応加算の活用状況 ・職員の配置状況、兼務等の状況 ・広域連携及びICT化の取組状況 ・病児保育事業（訪問型）の実施状況 ・運営上の課題や問題点 等 （２）病児保育事業所及び市町村へのヒアリング（10か所程度） 上記で収集した情報の中から、実施方法や実施に当たっての工夫、課題等についてヒアリングを行う。 なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。
求める成果物	病児保育事業の運営状況等に関する調査結果及びその分析、取り組み事例などをまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	成育局保育政策課保育医療対策係 03-6858-0056

令和 7 年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

課題番号 特会 1-05	放課後児童クラブにおける事故防止（こどもの危険回避能力向上）に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	「令和 5 年教育・保育施設等における事故報告集計」（令和 6 年 8 月 2 日付こども家庭庁公表）によると、令和 5 年中に放課後児童クラブにおいて発生した死亡事故並びに治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（以下「重大事故」という。）は、本集計を始めてから最高となる 651 件となった。このうち、これまで報告例がなかった死亡事故が 3 件発生している。 重大事故の増加は、事業所数や登録児童数の増加に比例したものと考えられるが、引き続き放課後児童の受け皿拡大に取り組む中で、事業所の状況や事故内容に応じた詳細な要因分析が必要である。これにより、育成支援における具体的な事故防止策（安全点検や環境整備等）を検討することができる。 さらに、「放課後児童クラブ運営指針」（令和 7 年 1 月 22 日こ成環第 16 号こども家庭庁成育局長通知）において、放課後児童クラブの育成支援は「安全面に配慮しながらこどもが自ら危険を回避できるようにしていく」ことを支援することを掲げており、放課後児童支援員等が事故防止を行うと共に、こどもが危険に気づいて判断し、事故等に遭遇した際に被害を最小限にするための危険回避能力を向上させる支援についても期待されている。 このような背景から、本調査研究は、放課後児童クラブの事業所内を中心とする事故防止や、こどもの危険回避能力を向上させるための支援のあり方について検討することを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	本調査研究課題で想定する調査手法等は、次の通りとする。 ① こども家庭庁に提出された令和 5 年中に発生した放課後児童クラブにおける重大事故に関する事故報告書から情報を抽出し集計、分析を行う。その際、事業所の状況（利用児童数、職員体制等）、事故内容（受傷部位、事故原因、発生場所等）等を踏まえた集計等を行うこと。なお、事故報告書は「教育・保育施設等における事故情報データベース」に掲載されている保護者の掲載同意を得られたものとする。 ② 令和 5 年中に発生した放課後児童クラブにおける死亡事故については、地方自治体における検証報告書を基にして、放課後児童クラブ特有の課題等を抽出する。 ③ ①、②の内容を踏まえ、放課後児童クラブにおいて顕著に見られる事故に関しての防止策やその内容を啓発する資料を検討、作成する。その際、死亡事故が発生したプール活動について留意事項をまとめ、盛り込むこと。 また、事故分析や防止策の検討に当たっては、研究会での議論に基づく論点に加え、以下のような点に関する既存文献等のレビューによる情報収集等を含めることを検討する。その際、放課後児童支援員等や運営主体が配慮すべき事項等を念頭にした作業を行うこと。

	・ こどもの発達や行動特性 ・ こども同士の関わり（暴力等）における事故 ④ こどもの危険回避能力を向上させるための支援を行う際に活用できるこどもと共に学ぶ研修教材を検討、作成する。その際、③の内容と対応したものとなるよう留意すること。 ⑤ こども家庭庁が主催する放課後児童支援員等を対象とした研修会等において、③、④の成果物案を活用して、意見聴取等を行う。 本調査研究においては、有識者や放課後児童支援員、自治体担当者等による研究会を設置すること。構成員の人選及び調査の進め方等は、こども家庭庁成育局成育環境課と適宜協議すること。また、③、④の実施にあたっては、必要に応じて教育関係者等のオブザーバー等を招聘することや監修を依頼する等、効果的な資料・研究教材とするような工夫を行うようにすること。 なお、本調査研究においては、防犯（不審者対応等）や防災（自然災害や火災等）に関するテーマは含まないものとする。
求める成果物	（１）上記調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書 （２）上記③④に対応する啓発資料、研修教材 （３）調査・分析に用いた電子データ一式
担当課室・担当者	こども家庭庁 成育局成育環境課 児童健全育成専門官（電話 03-6861-0303）

令和 7 年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

課題番号 特会 1-06	妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）の効果的な実施に向けた周知方法及びフィードバック方法に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	妊婦等包括相談支援事業は、令和 4 年度第 2 次補正予算において創設された出産・子育て応援交付金において、10 万円相当の経済的支援と併せて措置された伴走型相談支援を端緒とし、令和 7 年度以降は児童福祉法に基づく事業として実施されるものである。 伴走型相談支援は、妊婦・子育て家庭を対象に、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ重要な取組であり、その実施に当たっては、これまでに、調査研究を通じて自治体の実施状況を調査するとともに、自治体が一定水準の支援を提供するためのガイドラインを策定した。 伴走型相談支援の取組を更に充実させ、すべての妊婦がより安心して出産・子育てができる相談支援環境を構築していくため、自治体の規模や組織体制に応じた効果的な仕組みや、デジタル技術を活用した効率的な事例等を分析し、こうした事例等を全国の自治体に普及させていく必要がある。
想定される事業の 手法・内容	I 調査研究 次の 1～4 を行うこと。 1. 自治体ヒアリング実施 これまで実施した調査研究によって得られた自治体の情報を活用し、伴走者のスキルアップや面談のクオリティの向上に資する先進的な取組についてヒアリングを実施する。ヒアリングの対象は、利用者へのアンケート調査などの方法でフィードバックを行っている自治体や、デジタル技術を活用した伴走型相談支援など、効果的かつ効率的に実施している自治体を選定するものとし、自治体規模（人口規模や偏在状況など）や相談体制（決められた区域や対象者を一人が担当する一人担当制や複数名で担当する複数担当制など）別に少なくとも 10 自治体以上を選出する。 2. 利用者アンケート調査票の作成 1 によりヒアリングした自治体の事例を参考に、伴走者のスキルアップ、面談等のクオリティアップ、相談体制の強化、効果的かつ効率的な実施に資するような利用者アンケートの調査票を作成する。 利用者アンケートは、利用者からのフィードバックに活用できる視点を持ち、全国の自治体が継続して利用するとともに、国が伴走型相談支援の効果を検証する際にも活用できるものとして作成する。 3. 国の事業紹介動画の作成 伴走型相談支援の質の底上げのため、全国の自治体が妊婦支援給付申請の際の面談に使用することを想定し、国の子育て支援事業を紹介した動画を作成する。これは、面談を実施する職員の知識や経験に関わらず妊婦に国や自治体の

	制度説明をする際に活用されることで、妊婦への必要最低限の情報提供を担保するとともに、面談者のスキルアップに資するものである。 4. 調査票及び動画を使用したプレ面談の実施 1の自治体と協力し、2、3で作成した調査票と動画を使用して住民に対してプレ面談を行う。回答があった調査票によりフィードバックを行い、その運用方法について検証する。 II 検討委員会の設置 Iの1～3の実施に当たっては、当該課題に知見のある有識者や専門家から意見を聴取するものとする。 なお、進めるにあたり随時こども家庭庁担当課と協議すること。
求める成果物	Iに対応する以下の成果物を提出すること。様式は任意として電子媒体で提出すること。 1. ヒアリング結果 様式は任意として電子媒体で提出すること。 2. 調査票 様式は任意として加工可能な電子媒体で提出すること。 3. 動画 動画については、制作段階から十分に担当課と協議するものとし、成果物については協議結果によるものとする。 4. 報告書 プレ面談の実施による運用の検証結果も含め、本研究事業の報告書を電子媒体で提出すること。
担当課室・担当者	成育局成育環境課相談支援係 (03-6861-0228)

令和 7 年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

課題番号 特会 1-07	児童育成支援拠点事業の実施状況の把握と事業促進に向けた調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	令和 6 年度より創設する児童育成支援拠点事業（以下「本事業」と言う。）については、地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法第 59 条第 8 項）に位置付けられ、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき市町村は計画的に整備することが求められており、また、こども未来戦略（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）においても、虐待の未然防止に資する家庭支援事業の 1 つとして重要な事業であると位置づけられていることから、自治体において積極的な実施が求められている。 他方、令和 6 年度子ども・子育て交付金交付決定における実施見込市町村数は 73 自治体であり、全国の市区町村数と比較すると 5 %未満と大変少ない状況がある。その要因の 1 つとしては、課題を抱えたこども達に対して職員に求められる具体的な対応や、安全・安心な居場所づくりを行いつつ送迎も実施するための工夫、効果的な研修の在り方等、事業実施のイメージが湧かないことが想定され、事業者及び自治体が具体的なイメージをもって事業に取り組めるよう、先進事例を把握し、展開していく必要がある。 そこで先進的に事業を実施している自治体や事業者に対してアンケート調査及びヒアリング調査等を通し、本事業の実態・事業実施の障壁及び事業実施による効果検証のあり方を詳らかにするとともに、課題を整理した上で、事業開始・運営の手引書（仮）を作成・周知することで、事業促進を促すことを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	すでに事業を実施している事業者及び自治体（未実施自治体も含む）に対してアンケート調査等を行い、これらを踏まえ、①事業実態②事業実施に際する障壁・課題③効果的な効果検証の在り方について分析・考察を行うとともに、④事業開始・運営手引書（仮）を作成し、周知する。 なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁担当課担当者と協議すること。
求める成果物	上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	成育局成育環境課 家庭支援係（03-6861-0224）

令和 7 年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

課題番号 特会 1-08	子育て短期支援事業における入所希望児童支援等の在り方についての調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	子育て短期支援事業は令和 4 年の児童福祉法改正に伴い、令和 6 年度から「入所希望児童支援」（以下「本制度」という。）を拡充した。具体的には、保護者の育児放棄や過干渉等により、こども自身が一時的に保護者と離れることを希望する際、こどもが自ら希望して児童養護施設等に短期入所ができる制度であり、早い段階で不安や悩み、課題を抱えたこどもに対して具体的な支援を提供し、状況の悪化を未然に防ぐことが期待されるとともに、こどもが主体的にサービス利用を希望できる点で「子どもの権利」を保障する大きな意義を持っている。 他方で、新しくできた制度であるがゆえに十分利用されているとは言い難い。その要因として事業を担う事業者の認知不足や、こどものニーズとの乖離があると考えられる。そこで、先進的に事業を実施している自治体やこどもの居場所から本事業の利用につなげている事業者に対してアンケート調査及びヒアリングを行い、こどもの視点からのニーズを把握することで本事業の実態や運営上の課題を明らかにすることを目的にする。また、こどもが理解しやすいリーフレットを作成し、こどもが本制度を十分に理解した上で利用できるようにする。併せて、「子どもの権利」という視点から子育て短期支援事業の趣旨等がこどもに対して丁寧に説明されているか等について、本制度利用者以外も含め子育て短期支援事業利用者に対しても実態を調査し、子育て短期支援事業の質の向上に向けた課題等を把握する。
想定される事業の 手法・内容	子育て短期支援事業の「入所希望児童支援」についてすでに制度を実施している事業者及び自治体（未実施自治体も含む）に対してアンケート調査等を行い、これらを踏まえ、①事業実態②事業実施に際する障壁・課題の在り方について分析・考察を行う。また、こどもから③自ら子育て短期支援事業を利用する動機④利用先の施設に求める環境の在り方について意見を集め、その結果から分析・考察を行う。 なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁担当課担当者と協議すること。
求める成果物	(1)上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。 (2)リーフレット用データ作成し、データ一式を提出すること。
担当課室・担当者	成育局成育環境課 家庭支援係（03-6861-0224）

令和 7 年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

課題番号 特会 1-09	児童手当の使途に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	第 213 回国会（常会）において令和 6 年 6 月 5 日に可決・成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」については、「児童手当については、本法により、児童手当の拡充に当たって同手当を次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済的支援として位置付けた趣旨を踏まえ、本法による効果も検証しつつ、必要に応じて、その在り方について、検討すること。」との附帯決議が付された。 これを踏まえ、同法による児童手当法の改正による拡充後の児童手当の使途について調査研究を行い、その検証を行うことを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	I 調査研究 本研究においては、児童手当の使途に関する調査・分析を行う。 【具体的方法】 児童手当の支給対象者である、18 歳の誕生日の属する年度末までの児童を持つ者を対象に、児童手当の使途及び使途別の使用金額について調査を実施し、その実態を定量的に把握する。 【主な調査項目】 ①回答者及び支給要件児童、世帯の属性 ②児童手当の使途 ③残った児童手当の使い道（使途予定） ④児童手当の使途（予定）別使用金額 ⑤児童手当の支給による家庭の変化 ＜留意点＞ ・児童手当受給者に対しアンケート調査を実施する。その対象者数は 5,000 名程度が望ましいが、検討委員の助言を得てその調査対象者数や実施方法の妥当性を検討すること。 II 検討委員会の設置 I の検討に当たっては、当該課題に知見のある有識者や自治体職員等によって構成する検討委員会を設置し、適宜、意見聴取を実施し、助言を求めることとする。なお、構成員の人選及び調査の進め方等は、こども家庭庁成育環境課児童手当管理室と適宜協議すること。
求める成果物	（1）上記の調査研究結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書 （2）調査・分析に用いた電子データ一式
担当課室・担当者	成育局成育環境課児童手当管理室 指導係（03-6861-0225）

令和7年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

課題番号 特会 1-10	産後ケア事業の実施に関する調査研究事業
調査研究課題を設定する背景・目的	産後ケア事業は、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行うことで、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するものであり、令和元年の母子保健法の改正により法定事業化され、支援の対象者が出産後4か月から1年以内の女子に拡大されるとともに、事業の実施が市町村の努力義務とされた（令和3年施行）。 また、「こども未来戦略」においても、産後ケア事業の実施体制強化が盛り込まれ、令和5年度時点の実施状況は1,547/1,741市町村（約89%）となっている。 政府としても ・住民税非課税世帯に対する利用料減免加算等の創設（令和4年度） ・支援対象者を「産後に心身の不調及び育児不安等がある者」から「産後ケアを必要とする者」と改正し本事業がユニバーサルな事業であることの明確化、すべての世帯に対する利用料減免加算や都道府県の広域調整に関する補助事業を創設（令和5年度） ・支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算を創設、国立成育医療研究センターにおいて、産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす事業を創設、産後ケア事業を「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けるため、子ども・子育て支援法の改正（令和6年度） 等の取り組みを行ったところ。 さらに、令和7年度においては、「地域子ども・子育て支援事業」として都道府県負担が導入されるほか、兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算等を創設予定としている。 こうした中、これらの法改正や事務連絡・指針等を踏まえ、令和6年10月に、ケアの内容の充実や安全に関する記載を追加する等、産後ケア事業ガイドラインの改定を行い、ケアの質を保つためのマニュアル及び安全に関するマニュアルの策定を求めているところ。 一方、令和5年度の調査（「産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業」令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 実施主体：株式会社野村総合研究所）において「産後ケア事業のマニュアル作成有無」として「マニュアルを作成している」と回答した事業者は約半数であり、そのうち、安全に関する内容及び緊急時対応のフロー図等について定めている事業者は約半数であった。 そのため、今般、法改正や産後ケア事業ガイドラインの改定も踏まえ、特に「ケアの質を保つためのマニュアル」及び「安全に関するマニュアル」の自治体における策定状況等や、産後ケア事業の実施状況等に係る調査を行うことにより産後ケア事業事例集を作成することを目的とする。

	(参考) 産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン（令和6年10月） https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d4a9b67b-acbd-4e2a-a27a-7e8f2d6106dd/c9cfc841/20241030_policies_boshihoken_tsuuchi_2024_80.pdf 「平成28年度産後ケア事業事例集」 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/H28sangokeazireisyu_1.pdf
想定される事業の 手法・内容	1. 事務局において事例集作成に係る検討を行うこと。 検討にあたっては、「成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業」やこども家庭科学研究において実施されている産後ケアに関する研究班とも必要に応じて連携を図ること。 【検討事項】 ①産後ケア事業事例集（案）の検討。 ※ 検討にあたっては、「平成28年度産後ケア事業事例集」を参考とすること。 ②2.に掲げる自治体への実態調査に関する調査設計、調査項目、ヒアリング対象の自治体及び実施事業者等の選定等の検討。 ③調査結果の分析、とりまとめの実施。 2. 産後ケア事業に係る実態調査（アンケート調査・ヒアリング調査） （1）アンケート調査票の発出及び回収・集計 全自治体（都道府県・市町村）を対象として、アンケート調査票を送付し、回答の回収・集計を行う。調査項目等については、調査研究実施者において素案を作成し、担当課と調整の上、行うものとする。 なお、市町村調査については、都道府県毎に結果を取りまとめの上、各都道府県にフィードバックを行うこと。 （想定される主な調査項目） <市町村調査> ・基本情報 ・実施状況 委託方法、委託先、委託先との調整内容（利用手続、委託金額、利用料、キャンセル料の取り扱い、調整が難しかった案件等）、広域利用に関する調整内容、共同実施に関する調整内容、里帰りの方に対する対応、市民への周知方法、利用者アンケート等、利用者の情報の取扱い、ハイリスク者の支援状況、医療的ケア児への対応、流産・死産をされた方への対応 等

	・提供しているケアの内容、研修やマニュアル等ケアの質を担保する取組み ・安全に関する体制（委託の基準等を含む）、取組内容、マニュアル策定の状況 ・産後ケア事業の実施上の課題 ・産後ケア事業未実施の場合は、その理由 等 <都道府県調査> ・基本情報 ・産後ケア事業にかかる共同実施、広域調整等の実施状況 ・産後ケア事業にかかる研修等の実施状況 ・産後ケア事業にかかる都道府県の役割（メンタルヘルスに係るネットワーク体制含む） ・産後ケア事業の実施上の課題 等 ※ 地方自治体の住所等必要な情報については担当課より提供する （２）ヒアリング調査 （１）の調査結果を踏まえ、自治体及び産後ケア事業の事業実施者等へのヒアリング調査を実施すること。なお、ヒアリング調査で得た結果について、産後ケア事例集（案）に反映させることができる内容があれば、適宜反映すること。 （３）（１）、（２）の調査については、産後ケア事業事例集作成に係る検討を行う際の基礎資料に資するよう分析を行う。 分析結果については、調査研究実施者において素案をとりまとめ、担当課等の意見を踏まえ修正等を行うものとする。 ３．産後ケア事業事例集の作成 自治体で策定されている、ケアの質を保つためのマニュアル及び安全に関するマニュアルを収集し、自治体の参考となるよう、多様な実施例を掲載すること。 各地域の実情に応じて実施されている産後ケア事業の取り組み事例を掲載すること。事例の選定にあたっては、地域や出生数、事業の種類（短期入所型、通所型、居宅訪問型）等を考慮し、10 事例程度は確保すること。また、作成にあたっては、写真を掲載する等、視認性を担保するよう留意すること。 なお、本調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、予めこども家庭庁担当課の承認を得ること。
求める成果物	１．上記「２．」のアンケート調査の集計結果に係る電子データ（原則 Excel とする）一式 ２．上記「３．」で作成した産後ケア事業事例集等の電子媒体（PDF 及び Word）

	3. 調査等による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書
担当課室・担当者	母子保健課 母子保健指導専門官（03-6862-0402）

令和7年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

課題番号 特会 1-11	こども家庭センターにおけるケースマネジメントの充実に向けた調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	市町村については、児童福祉法において、身近な場所で家庭を継続的に支援する役割やそのための体制・枠組みが定められ（H28.6.3 公布）、令和6年4月には、サポートプラン作成と包括的・計画的支援が義務となり、その中核を担うこども家庭センターの設置に努めることとされた（R4.6.15 公布）。各市町村は、こども家庭センターガイドライン^{※1}に沿って、支援が必要な妊産婦・子育て家庭・こどもへの相談支援を進めており、過去の調査研究等で示されたアセスメント・プランニングの考え方やツールを参考に実践を積み重ねている市町村もある。 しかしながら、全国的には、要支援児童等について支援計画を未作成の市町村が約4割（令和6年度）、サポートプランの作成割合は特定妊婦で10.4%、要支援・要保護児童で3.4%（令和6年度上半期）であり、こども家庭センター未設置市町村の64.1%が「サポートプラン作成・手交の方法など計画的支援を行う流れの理解・整理」を課題に挙げる^{※2}など、こども家庭センターに求められる包括的・継続的な支援のためのケースマネジメントが浸透しているとはいえない。先行調査等で収集した各市町村の相談支援（サポートプラン活用等）における課題や取組を踏まえ、こども家庭センターが全国設置となる令和8年度末^{※3}に向け、サポートプランを活用した相談支援プロセスの効果的な運用を体系的に整理し、市町村が包括的・継続的な支援を行うためのモデル的なケースマネジメントの内容をわかりやすく提示することが求められている。 本調査研究は、要支援児童等への相談支援プロセスにおける複数の市町村の考え方や実践内容、対象家庭の経験、先行研究を把握して理論的に整理し、市町村における包括的・継続的なケースマネジメントの試行モデルを作成することを目的とする。特に、家族のニーズや周辺資源の把握、アセスメント、目標の共有や支援内容の話し合い、支援の調整、評価・見直しなどのケースマネジメントプロセスにおけるサポートプランの活用方法の整理を主眼とする。本調査研究の成果物（試行モデル）は、次年度以降の試行モデルの実証的な精査・改善、モデル的なケースマネジメントの提示に向けた基礎資料とする。
想定される事業の 手法・内容	1. ケースマネジメントに関する考え方やプロセス等の把握 （1）市町村ヒアリング 【対象】相談支援の流れ、サポートプランの活用方法、支援計画の位置づけ等を職員間で検討・共有して取り組んでいる10市町村程度 【項目】相談支援の考え方や流れ、各段階の業務や留意点、影響する諸要素、児童相談所との協働（市町村指導委託活用含む）、多機関連携 等 （2）対象者調査 【対象】相談支援の対象者（例 サポートプランを手交された妊婦・保護者） 【項目】市町村職員と関わった経験、サポートプラン作成過程の経験 等 例：相談や支援の中で感じたこと、良かったこと、気になったこと 等

	2. ケースマネジメントに関連する先行的な研究や実践の把握 (1) 系統的な文献レビュー 【対象】国内外の論文、報告書、専門書籍、実践報告 等 【内容】文献探索：支援が必要な家庭の相談支援プロセスや関係構築に関する単語を用いて複数のデータベースで探索し、関連文献を選定 テーマ別整理：選定した文献から得られた知見をケースマネジメントに関するテーマ別（相談支援の理念や流れ、各段階に影響する要素、家族の経験 等）に整理する。 (2) 有識者への補足的ヒアリング 【対象】ケースマネジメントに関する文献や在宅支援の実践に詳しい有識者 【項目】本調査研究に有用な文献、調査、研究、理論、ツール 等 3. 理論的整理に基づく試行モデルの作成 上記1及び2の結果を踏まえ、以下の要素を含むこども家庭センターのケースマネジメントの試行モデルを検討・作成する。その際、市町村の規模・組織、事例の種類なども加味した実用的な内容の作成に努める。 (1) こども家庭センターにおける望ましいケースマネジメントの全体像 (2) 市町村の相談支援の理念や各段階における視点・考え方などの整理・記述 (3) いつ・誰が・どんな人に・どこで・何をするかなど標準的な手順の提示 (4) アセスメントやプランニングに活用できるツール（書式等）の例示 4. 留意点 以上1～3の実施にあたっては、検討委員（学識者、市町村業務経験者・従事者など）の十分なコミットメントを確保し、適切に分担して質を担保すること。進め方や検討委員の人選は、適宜こども家庭庁の担当課と協議すること。
求める成果物	○ヒアリング結果（ケースマネジメントやサポートプラン活用の取組事例、家族の経験など）、文献調査結果、それらを踏まえた整理・分析の内容を含む報告書 ○こども家庭センターによる包括的・継続的なケースマネジメントの試行モデルの図示及び記述（上記3参照） →市町村の実践、都道府県による市町村への支援や研修、国のこども家庭センター設置・機能強化促進事業（都道府県への伴走支援）に活用するとともに、モデルの提示に向けた次年度以降の実証的な調査研究の基礎資料とする。 ○収集した文献の電子データ（論文など複製可能な電子媒体がある場合のみ）
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課・調整係（TEL03-6859-0103）

※1 令和6年3月30日こ成母第142号・こ支虐第147号「こども家庭センターガイドライン」について

※2 令和6年度市区町村（こども家庭センター等）状況調査

※3 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議 決定。令和4年12月26日改定）

令和7年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

課題番号 特会 1-12	こども家庭センター等における支援事業の構築及び活用の効果的方策に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	改正児童福祉法（R4.6.15 公布）では、市町村にこども家庭センターの設置や地域子育て相談機関の整備を求めるとともに、それらの相談機関が家庭のニーズに応じてコーディネートや情報提供を行って支援に活用するための家庭支援事業やその利用勧奨・措置、妊産婦等生活援助事業、児童相談所による親子再統合支援事業が法定化されるなど、各自治体は、要支援児童等の家庭を支援するサービスの拡充・構築や積極的活用を求められている。また、こども家庭センターは、民間団体を含む地域資源の把握・連携促進・発掘などの地域資源開拓業務を担うこととされた。法施行に伴い、国では指針策定や補助事業の拡充・創設、各事業の実施事例の情報提供などを行い、各自治体にて事業の充実が図られている。 しかしながら、全国的には、6つの家庭支援事業のうち4つ以上実施している市町村は35.3%にとどまり、要支援児童等の支援に関わる他のサービス（例：支援対象児童等見守り強化事業、親子再統合支援事業）も十分に構築・活用されているとはいえない※¹。民間団体の活動やインフォーマルな地域の関わりを含む地域資源については調査・把握にとどまっている市町村が多く、地域の民間団体・関係機関の情報交換やネットワークづくり、新たなサービスの検討や担い手発掘を実施している市町村は限られる※¹。また、これらの効果的な構築・開拓のためには、サービスをどのように組み合わせて要支援児童等の家庭を支援しうるか、そのために地域資源が担えるサービスや役割は何かなど、構築後の活用イメージの具体化に役立つ情報も求められている。 本調査研究は、こども家庭センター等による要支援児童等の把握や家庭支援、児童相談所と連携した親子関係構築の支援に有用な①サービス構築や地域資源開拓の方策、及び②サービスや地域資源の柔軟な活用方策を、取組事例や文献等から整理してわかりやすく提示し、自治体での効果的な構築・開拓・活用による支援の充実に寄与することを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	1. サービス構築及び地域資源開拓に関する具体的方策の把握 令和6年度における国担当課の調査や調査研究を通じて得られた市区町村の取組情報等に基づき、取組の詳細を深掘りする自治体ヒアリングを実施する。 （1）サービス構築が充実している市町村等へのヒアリング 要支援児童等へのサービス（例：子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、支援対象児童等見守り強化事業、妊産婦等生活援助事業、親子再統合支援事業）を拡充・構築した経過、担い手確保、組織内外の調整、活用した補助金、都道府県関与(広域調整等)などの取組を調査する。 （2）地域資源開拓が充実している市町村へのヒアリング 地域資源の把握・連携促進・発掘など地域資源開拓業務内容の詳細や流れ、地域子育て支援拠点事業や社会福祉協議会との連携などの取組を調査する。

	2. サービス及び地域資源の具体的な活用方策の把握 (1) 市町村ヒアリング サービスや地域資源の柔軟な活用(対象家庭のニーズに応じた事業内容の変更・調整、各支援段階で活用できるサービスの組み合わせを想定した構築など)に取り組んでいる市町村の取組などを把握する。 (2) 児童相談所ヒアリング 一時保護や里親委託・児童養護施設入所等措置からの家庭復帰の前後において、親子関係を構築・維持する支援(通所・宿泊・訪問型の親子支援等)を行って市町村と連携している取組などを把握する。 3. 取組事例と先行研究を踏まえた効果的な構築・開拓・活用のポイント整理 (1) 文献調査 国内外の論文、報告書、専門書籍、実践報告などを調査し、効果的と考えられるサービスの要素や組み合わせなどの知見を収集する。 (2) 有識者への補足的ヒアリング 本調査研究に有用な文献、調査、研究、サービス、プログラムなどを聴取し、文献調査やポイント整理の参考とする。 (3) ポイント整理と事例集作成 文献や有識者から得られた知見を踏まえ、①サービス構築と地域資源開拓、②サービス・資源の活用について、効果的と考えられる方策に関する事例集を作成する。複数のサービスや地域資源の連携・組み合わせ等を想定した構築や活用の事例も掲載し、分類軸の設定等により読み手が理解しやすく編集する。 4. 留意点 以上1～3の実施にあたっては、こども家庭センター職員、児童相談所職員、学識者等からなる検討委員会を設け、調査研究の企画、取組事例の分析・考察、報告書や事例集の検討等を行う。進め方や検討委員会の人選は適宜こども家庭庁の担当課と協議すること。
求める成果物	○上記1～4の実施内容をまとめた報告書 ○サービス構築と地域資源開拓、サービス・資源の活用の方策をまとめた事例集 ○収集した文献等の電子データ一式 ※報告書と事例集は、紙媒体ほか、編集可能な電子媒体も提出すること。
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課 調整係 (TEL03-6859-0103)

※1 令和6年度市区町村(こども家庭センター等)状況調査